

新旧対照表  
税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）

新	旧
<p>税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">財 関 第 673 号 平 15 . 6 . 30 改正 財 関 第 38 号 平 16 . 1 . 16 改正 財 関 第 号 平 16 . .</p> <p>標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 15 年 7 月 7 日から、これにより実施されたい。</p> <p>この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達その他関税関係通達の定めるところによる。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて」（平成 15 年 3 月 31 日財関第 342 号）は、廃止する。</p> <p>第 1 章 総則（省略）</p> <p>第 2 章 監視関連業務</p> <p>第 1 節～第 3 節（省略）</p> <p>第 4 節 旅具通関関係手続</p> <p>4 - 1 ~ 4 - 3（省略）</p> <p><u>（留置貨物の返還申請（携帯品））</u></p> <p><u>4 - 4</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 旅客又は乗組員の携帯品について、法第 86 条第 1 項（旅客等の携帯品の留置）の規定に基づき留置された貨物の返還を受けようとする者が、システムを使用して、当該返還の申請を行う場合には、「留置貨物返還申請（携帯品）業務」により、貨物の品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p class="list-item-l1">(2) 監視担当部門は、審査を行った上、返還する場合には、システムを通じて受理情報登録するものとする。</p> <p class="list-item-l1">(3) (1)の申請を行った者は、後記第 6 章の規定により、留置に要した費用を電子的に納付しなければならない。</p>	<p>税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">財 関 第 673 号 平 15 . 6 . 30 改正 財 関 第 38 号 平 16 . 1 . 16 改正 財 関 第 号 平 16 . .</p> <p>標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 15 年 7 月 7 日から、これにより実施されたい。</p> <p>この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達その他関税関係通達の定めるところによる。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて」（平成 15 年 3 月 31 日財関第 342 号）は、廃止する。</p> <p>第 1 章 総則（同左）</p> <p>第 2 章 監視関連業務（同左）</p> <p>第 1 節～第 3 節（省略）</p> <p>第 4 節 旅具通関関係手続</p> <p>4 - 1 ~ 4 - 3（同左）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

新	旧
<u>4 - 5</u> (省略)	<u>4 - 4</u> (同左)
第5節及び第6節 (省略)	第5節及び第6節 (同左)
第3章 業務関連業務	第3章 業務関連業務
第1節及び第2節 (省略)	第1節及び第2節 (同左)
第3節 通関手続	第3節 通関手続
3 - 1 (省略)	3 - 1 (同左)
(輸入申告)	(輸入申告)
3 - 2	3 - 2
(1) 輸入申告(本船扱い若しくはふ中扱いによる輸入申告及び輸入(引取)申告(特例申告(法第7条の2第2項(申告特例)に規定する申告をいう。)に係る指定貨物(同条第1項に規定する指定貨物をいう。)の輸入申告をいう。)を除く。)並びに当該輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方消費税(以下この章において「関税等」という。)の納税申告(以下この項において「輸入申告」と総称する。)を行う者(以下この項において「輸入申告者」という。)が、システムを使用して輸入申告を行う場合には、「輸入申告業務」又は「輸入申告(少額個人通関用)業務」(以下この項において「輸入申告業務」と総称する。)により申告者名、数量、価格等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせる。 <u>なお、輸入申告者が、MPN利用方式(税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年財務省令第7号。以下「税関手続オンライン化省令」という。)第8条に規定する方法をいう。以下同じ。)による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第7条第1項(事前届出)の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力させるものとする。</u>	(1) 輸入申告(本船扱い若しくはふ中扱いによる輸入申告及び輸入(引取)申告(特例申告(法第7条の2第2項(申告特例)に規定する申告をいう。)に係る指定貨物(同条第1項に規定する指定貨物をいう。)の輸入申告をいう。)を除く。)並びに当該輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方消費税(以下この章において「関税等」という。)の納税申告(以下この項において「輸入申告」と総称する。)を行う者(以下この項において「輸入申告者」という。)が、システムを使用して輸入申告を行う場合には、「輸入申告業務」又は「輸入申告(少額個人通関用)業務」(以下この項において「輸入申告業務」と総称する。)により申告者名、数量、価格等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせる。
(2) (省略)	(2) (同左)
<u>(3) 輸入申告に際して、システムを使用して後記4-28の(1)から(32)までに掲げる関税等の減免税等手続等を行う場合には、同項(1)から(31)までに掲げる手続にあってはシステムの掲示板から該当する減免税申請等様式をダウンロードし、同項(32)に掲げる手続にあっては任意の様式により、各様式に必要事項を入力したファイルを本業務の添付ファイル機能を用いて添付することにより行わせるものとする。</u>	
<u>(4) (省略)</u>	<u>(3) (同左)</u>
<u>(5) (省略)</u>	<u>(4) (同左)</u>

新旧対照表

新	旧
<p>(6) (省略)  (7) (省略)  (8) <u>納付すべき関税等がある場合には、輸入申告者が選択した納付方式が、直納方式であるときは、システムから配信される「納付書情報」を出力して作成した「納付書」(税関様式C第1010号)により、MPN利用方式であるときは、システムから配信される「納付番号通知情報」により、関税等を納付させるものとする。</u></p> <p>3 - 3 ~ 3 - 7 (省略)</p> <p><u>(譲受申告)</u></p> <p>3 - 8 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族及び契約者等以外の者(以下3 - 10において「合衆国軍隊等以外の者」という。)が、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であった者から地位協定特例法第6条の規定の適用を受けた物品を譲り受ける場合に、システムを使用して、当該譲受に係る申告を行う場合には、「譲受申告業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。なお、この場合において、この節3 - 2(1)なお書、(3)及び(8)の規定を準用する。</p> <p><u>(石油製品等移出(総保出)輸入申告)</u></p> <p>3 - 9</p> <p>(1) <u>石油精製の保税作業において、同一の製造工程において二種類以上の製品が製造される保税作業を行う保税工場の許可を受けた者が、当該保税作業により製造された外国貨物のうち、外国に向けて積み戻されるもの等以外のものについて、保税作業が終了したときにシステムを使用して、輸入申告を行う場合には、「石油製品等移出(総保出)輸入申告業務」により、申告者名、数量、価格等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)に定めるもののほか、輸入関係書類等の提出など石油製品等移出(総保出)輸入申告の取り扱いについては、この節3 - 2(輸入申告)の規定に準じるものとする。</u></p> <p><u>(譲渡申告)</u></p> <p>3 - 10 合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であった者が、日本国内において、合衆国軍隊等以外の者に地位協定特例法第6条に規定する物品を譲り渡す場合に、システムを使用して、当該譲渡に係る申告を行う場合には、「譲渡申告業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p>	<p>(5) (同左)  (6) (同左)  (新設)</p> <p>3 - 3 ~ 3 - 7 (同左)</p> <p><u>(譲渡申告)</u></p> <p>3 - 8 合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であった者が、日本国内において、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族及び契約者等以外の者に地位協定特例法第6条に規定する物品を譲り渡す場合に、システムを使用して、当該譲渡に係る申告を行う場合には、「譲渡申告業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

新	旧
第4節 通関関係手続	第4節 通関関係手続
4 - 1 ~ 4 - 1 2 (省略)	4 - 1 ~ 4 - 1 2 (同左)
<u>(留置貨物の返還申請(原産地虚偽表示等))</u>	(新設)
<u>4 - 1 3</u>	
(1) <u>輸入申告を行った貨物について、原産地を偽った表示又は誤認を生じさせる表示があり、税関が指定した期間内に当該表示の消去等を行わなかったため税関に当該貨物を留置された者が、システムを使用して、留置貨物の返還申請を行う場合には、「留置貨物返還申請(虚偽表示)業務」により、申請者名、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u>	
(2) <u>通関担当部門は、審査を行った上、返還する場合には、システムを通じて受理情報を登録するものとする。</u>	
(3) <u>(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、留置に要した費用を電子的に納付しなければならない。</u>	
<u>4 - 1 4</u>	<u>4 - 1 3</u>
<u>4 - 1 5</u>	<u>4 - 1 4</u>
<u>4 - 1 6</u>	<u>4 - 1 5</u>
<u>4 - 1 7</u>	<u>4 - 1 6</u>
<u>4 - 1 8</u>	<u>4 - 1 7</u>
<u>4 - 1 9</u>	<u>4 - 1 8</u>
<u>4 - 2 0</u>	<u>4 - 1 9</u>
<u>4 - 2 1</u>	<u>4 - 2 0</u>
<u>4 - 2 2</u>	<u>4 - 2 1</u>
<u>4 - 2 3</u>	<u>4 - 2 2</u>
<u>4 - 2 4</u>	<u>4 - 2 3</u>
<u>4 - 2 5</u>	<u>4 - 2 4</u>

新旧対照表

新	旧
<u>4 - 2 6</u>	
<u>4 - 2 7</u>	
<u>(添付資料情報登録)</u>	
<u>4 - 2 8 システム以外の方法により輸出申告又は輸入申告(以下「輸出入申告」という。)を行おうとする者が、システムを使用して次に掲げる関税等の減免税等手続等を行う場合には、(1)から(31)までに掲げる手続にあってはシステムの掲示板から該当する減免税申請等様式をダウンロードし、(32)に掲げる手続にあっては任意の様式により、各様式に住所、氏名等必要事項を入力し、「添付資料情報登録業務」により、送信することにより行わせるものとする。</u>	<u>4 - 2 5</u>
<u>この場合において、海上貨物通関情報処理システム又は航空貨物通関情報処理システム(以下「通関システム」という。)を使用して行う輸出入申告の場合には当該通関システムの輸出入申告事項登録の「記事」欄に、後記第7章(インボイス関連業務)1-14(1)から(5)までに掲げる申告書による輸出入申告の場合には各申告書毎に別途定める欄に、「添付資料情報登録業務」により払い出された「受理番号」を入力又は記載させるものとする。</u>	<u>4 - 2 6</u>
<u>なお、「受理番号」の入力又は記載に当たっては、当該受理番号の前に「CUPES:」を併せて入力又は記載させるものとする。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(1) 輸入貨物の評価(個別)申告</u>	
<u>(2) 輸入貨物の評価(個別)申告</u>	
<u>(3) 輸入申告前の変質、損傷の場合の減税申請</u>	
<u>(4) 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税申請</u>	
<u>(5) 製造用原料品の減税又は免税申請</u>	
<u>(6) 水産物加工製品の減税申請</u>	
<u>(7) 標本等の特定用途免税申請</u>	
<u>(8) 寄贈物品の特定用途免税申請</u>	
<u>(9) 博覧会等の特定用途免税申請</u>	
<u>(10) 航空機安全発着等物品の特定用途免税申請</u>	
<u>(11) 条約の規定による特定用途免税申請</u>	
<u>(12) 再輸出貨物の免税申請(商用貨物)</u>	
<u>(13) 再輸出貨物の減税申請</u>	
<u>(14) 輸出貨物製造用原料品の減税又は免税申請</u>	
<u>(15) 輸出貨物製造用原料品の減額申請</u>	
<u>(16) 輸出貨物製造用原料品の控除申請</u>	
<u>(17) 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税申請</u>	
<u>(18) 課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税申請</u>	
<u>(19) 保税工場等に入れた未納税原料品に係る減額申請</u>	

新旧対照表

新	旧
(20) 保税工場等に入れた輸入原料品に係る控除申請	
(21) 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税申請	
(22) 輸入時と同一状態で再輸出される場合の減額申請	
(23) 違約品等の再輸出の場合の戻し税申請	
(24) 納期限の延長に係る違約品等を再輸出した場合の減額申請	
(25) 違約品等の再輸出の場合の控除申請	
(26) 軽減税率の適用申請	
(27) 小売用の容器入りのものにすることの証明に係る書面の提出	
(28) 航空機の部分品等の免税申請	
(29) 加工又は組立てに係る製品の明細書の提出	
(30) 軽減税率適用に係る書面の提出	
(31) コンテナー修理用部分品の免税申請	
(32) 課税価格と同一の額又は類似する額であることの証明	
<u>4 - 2 9</u>	<u>4 - 2 7</u>
<u>4 - 3 0</u>	<u>4 - 2 8</u>
<u>4 - 3 1</u>	<u>4 - 2 9</u>
<u>4 - 3 2</u>	<u>4 - 3 0</u>
<u>4 - 3 3</u>	<u>4 - 3 1</u>
<u>4 - 3 4</u>	<u>4 - 3 2</u>
<u>4 - 3 5</u>	<u>4 - 3 3</u>
<u>4 - 3 6</u>	<u>4 - 3 4</u>
<u>4 - 3 7</u>	<u>4 - 3 5</u>
<u>4 - 3 8</u>	<u>4 - 3 6</u>
<u>4 - 3 9</u>	<u>4 - 3 7</u>
<u>4 - 4 0</u>	<u>4 - 3 8</u>
<u>4 - 4 1</u>	<u>4 - 3 9</u>

新旧対照表

新	旧
<u>4 - 4 2</u>	<u>4 - 4 0</u>
第4章 調査保税関連業務 第6節 その他の保税関係手続  (収容貨物の解除の承認の申請) <u>6 - 1</u> (1) 収容された貨物についてその解除を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「収容貨物解除承認申請業務」により、貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。 (3) (2)の規定による収容解除の承認情報の登録は、収容に要した費用及び収容課金の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、当該収容に要した費用等を電子的に納付しなければならない。	第4章 調査保税関連業務 第6節 その他の保税関係手続  (新設)  <u>6 - 1</u> (同左) <u>6 - 2</u> (同左) <u>6 - 3</u> (同左) <u>6 - 4</u> (同左) <u>6 - 5</u> (同左)  第5章 監視・業務・調査保税関連業務（その他の手続） 第1節及び第2節 (省略) 第3節 証明書類交付申請手続  <u>3 - 1</u> (省略)  (証明書類の交付の申請(電子署名付)) <u>3 - 2</u> (1) 税関の事務について電子署名を付した電磁的記録による証明書類の交付を申請しようとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、当該交付につき
	7

新旧対照表

新	旧
<p>電子署名を付すことができる機器を有する税関官署の担当部門に係る「証明書類交付申請業務（電子署名付）」により、証明書類の内容、必要とする事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (1)の担当部門は、内容の確認を行った上、交付をする場合には、システムを通じて受理情報を登録するものとする。</p> <p>(3) (1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、証明書類の交付手数料を電子的に納付しなければならない。</p> <p>なお、証明書類は、手数料の納付の事実について、(1)の申請を行った者に出力される受理通知書又は税關に出力される領收済通知情報を確認した上で、申請者が持参する証明書類を保存する媒体（FD、CD-RW等）に保存し、交付することとなるので、留意する。</p>	
第6章 手数料等の電子納付	第6章 電子納付
1 - 1 ~ 1 - 4 （省略）	1 - 1 ~ 1 - 4 （同左）
第7章 インボイス関連業務	第7章 インボイス関連業務
1 - 1 ~ 1 - 9 （省略）	1 - 1 ~ 1 - 9 （同左）
(通関システムによる輸出入申告等)	(通関システムによる輸出入申告等)
1 - 1 0 通関業者等が <u>通関システム</u> を使用して輸出入申告等を行う場合には、「事項登録支援出力業務」により、インボイス情報を通関システムの輸出入申告事項登録のために必要なデータに編集させて差し支えないものとする。	1 - 1 0 通関業者等が <u>海上貨物通関情報処理システム又は航空貨物通関情報処理システム</u> （以下「通関システム」という。）を使用して輸出入申告等を行う場合には、「事項登録支援出力業務」により、インボイス情報を通関システムの輸出入申告事項登録のために必要なデータに編集させて差し支えないものとする。
ただし、特例申告及び特例申告に係る指定貨物の輸入申告に係るデータの編集は行うことができないので留意する。	ただし、特例申告及び特例申告に係る指定貨物の輸入申告に係るデータの編集は行うことができないので留意する。
なお、「事項登録支援業務」を利用した場合は、1 - 5 の「インボイス受理番号通知情報」にある「受理番号」が自動的に編集される。	なお、「事項登録支援業務」を利用した場合は、1 - 5 の「インボイス受理番号通知情報」にある「受理番号」が自動的に編集される。
(通関システムへの受理番号の入力)	(通関システムへの受理番号の入力)
1 - 1 1 通関業者等が通関システムを使用して輸出入申告等を行う場合には、当該通関システムの輸出入申告事項登録の「インボイス番号欄」に、「受理番号」を入力させるものとする。ただし、前項の「事項登録支援出力業務」によりデータの編集を行った場合は、この限りでない。	1 - 1 1 通関業者等が通関システムを使用して輸出入申告等を行う場合には、当該通関システムの輸出入申告事項登録の「インボイス番号欄」に、「受理番号」を入力させるものとする。ただし、前項の「事項登録支援出力業務」によりデータの編集を行った場合は、この限りでない。
なお、「受理番号」の入力に当たっては、当該「受理番号」前に「 <u>CuPES:</u> 」を併せて入力させるものとする。	なお、「受理番号」の入力に当たっては、当該「受理番号」前に「 <u>CuPES:</u> 」を併せて入力させるものとする。
1 - 1 2 ~ 1 - 1 5 （省略）	1 - 1 2 ~ 1 - 1 5 （同左）

新旧对照表

新	旧